

対日民間請求権申告に関する法律施行令

(大統領令 第 5596 号, 1971.4.14 制定)

仮訳

第 1 条(目的)

この令は「対日民間請求権申告に関する法律」(以下「法」という)の施行に関し必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (社債の範囲)

法第 2 条第 1 項第 2 号で「大統領令が定める法人が発行した社債」とは 1945 年 8 月 14 日現在日本国の公共目的を遂行するための特別法により設立された法人であって、その資本金の 2 分の 1 以上を日本国政府が出資した法人が発行した社債をいう。

第 3 条 (被徴用死亡者の基準)

法第 2 条第 2 項の規定による被徴用死亡者の基準は次の通りとする。

- 1 軍人又は軍属として戦闘又は職務遂行中死亡した者
- 2 労務者として労務に従事中死亡した者
- 3 軍人、軍属又は労務者として戦闘、職務遂行又は労務従事中の傷痕により死亡した者

第 4 条 (被徴用死亡者の遺族の範囲)

法第 2 条第 2 項の規定による被徴用死亡者の遺族とは被徴用者の死亡当時その者と親族関係にあった者であって、申告日現在次の各号の一に該当する者をいう。

- 1 妻
- 2 子
- 3 父母
- 4 成年男子である直系卑属が死亡した祖父母

第 5 条(委員会の組織)

① 対日民間請求権申告管理委員会(以下"委員会"という)の委員の構成において、法第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による委員は次の 11 人とする。

- 1 財務部次官
- 2 経済企画院次官
- 3 外務部次官
- 4 内務部次官
- 5 法務部次官
- 6 保健社会部次官

7 通信部次官

8 法制処次長

9 韓国銀行副総裁

10 韓国産業銀行副総裁

11 農業協同組合中央会副会長(信用担当)

- ② 法第 4 条第 2 項第 3 号の規定による委員は経済界・学界・言論界・法曹界など各部門に従事する者であって請求権業務に関する知識が豊富な者の中から任命又は委嘱する。
- ③ 前項の規定により任命又は委嘱された委員の任期は 1 年とし、重任することができる。

第 6 条(委員会の議事等)

- ① 委員会の委員長は会務を統理し委員会を代表する。委員長に事故がある場合には委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- ② 委員会の審議及び決定事項に関して委員若しくは配偶者又はそれらの親族若しくは家族に特別な利害関係がある場合には当該委員はその審議及び決定に参加できない。

第 7 条(幹事と書記)

- ① 委員会の会議に幹事 1 人と書記若干名を置く。
- ② 幹事と書記は委員会の事務局(以下"事務局"という)所属公務員中から委員長が委嘱する。

第 8 条(会議招集の通知及び会議録の作成)

- ① 委員長が委員会を招集する場合には会議の日時及び場所並びに付議事項を開会 2 日前に各委員に書面で通知しなければならない。ただし緊急を要する場合にはその限りでない。
- ② 委員会は会議録を作成及び備置しなければならない。

第 9 条(委員の手当)

会議に出席した委員に対しては予算の範囲内で手当を支給することができる。

第 10 条(証人に対する実費支給等)

法第 8 条の規定により委員会に出席し証言した者及び鑑定その他の証拠調査をした者に対しては実費を支給することができる。

第 11 条(事務局の組織)

- ① 事務局に事務局長 1 人を置く。事務局長は財務部所属公務員の中から財務部長官が任命する。
- ② 事務局長の下に企画部、調査部及び総務課を置く。

第 12 条(部署別業務分担)

- ① 企画部は次の事項を管掌する。
 - 1 対日民間請求権申告実施計画の樹立及び申告結果の分析
 - 2 委員会に上程する議案の処理
 - 3 法令、例規及び統計
 - 4 訟務に関する事項
- ② 調査部は次の事項を管掌する。
 - 1 対日民間請求権の申告の受付とその指導及び審査
 - 2 証拠及び資料の調査と鑑定
 - 3 その他請願事項の処理
- ③ 総務課は次の事項を管掌する。
 - 1 保安
 - 2 公印の管守
 - 3 人事及び服務に関する事項
 - 4 文書管理に関する事項
 - 5 予算及び会計に関する事項
 - 6 物品の調達及び管理に関する事項
 - 7 その他局内の他部の主管に属しない事項

第 13 条(財務部長官の業務権限)

財務部長官は事務局の人事、予算及びその他の重要事項について事務局長を指揮・監督する。

第 14 条(定員)

事務局に置く職員の定員と部署別配置は財務部長官が定める。

第 15 条(対日民間請求権の申告)

- ① 法第 11 条第 1 項の規定により対日民間請求権を申告しようとする者は財務部長官が定める申告書に証拠書類を添付して財務部長官に提出しなければならない。
- ② 前項の規定によって申告書を提出することができる者は次の各号の一に該当する者とする。
 - 1 法第 2 条第 1 項第 1 号乃至第 6 号又は第 8 号に規定された請求権の申告においては

その権利者又は相続人

2 法第 2 条第 1 項第 7 号に規定された請求権の申告においてはその法人の代表者又は清算人

3 法第 2 条第 1 項第 9 号の規定による申告においては第 4 条の規定による遺族

③ 前項第 1 号又は第 3 号に該当する者はその申告を他人に委任することができる。

第 16 条(申告業務の取扱)

① 法第 10 条の規定により業務の一部を他の行政機関又は金融機関の長に取扱わせる場合には取扱業務の内容及びその他の必要な事項を予めその機関の長に通知し、その取扱機関を公告しなければならない。

② 前項の取扱機関は申告を受付けた日から 15 日以内にその申告書類を財務部長官に送付しなければならない。

第 17 条(不備書類の補完)

① 法第 11 条第 3 項の規定により財務部長官から不備書類の補完を要求された者は次の期間内にこれを補完しなければならない。

1 証拠補完の場合は 50 日

2 申告書の記載事項を補完する場合は 30 日

② 財務部長官が法第 11 条の規定により不備書類の補完を要求する場合には補完すべき事項、その理由及び期日を明示した補完要求書を提出された申告書類に添付して申告人に返送しなければならない。

③ 第 1 項の補完期間の計算は補完要求書の発送日から起算し補完された書類の受付日を終日として計算する。

第 18 条(審議決定事項の通知)

財務部長官は法第 6 条第 1 号の規定により証拠及び資料の適否を審査し、その受理の可否を申告人に通知しなければならない。

第 19 条(再審査請求)

① 前条の規定により受理拒否の通知を受けた者はその通知を受けた日から 10 日以内に財務部長官に関係証拠書類を添付して再審査を請求することができる。

② 財務部長官は前項の規定によって再審査の請求を受けた場合には 30 日以内に再審査をしてその結果を請求人に通知しなければならない。

③ 前項の規定による再審査により決定された事項に対しては再び再審査を請求することができない。

第 20 条(施行規則)

この令の施行について必要な事項は財務部令で定める。

付則<第 5596 号、1971.4.14>この令は公布した日から施行する。